

# 入札説明書

## 複合機7台の賃貸借

I	入札説明書	(頁)	1	～	4
II	提出書類等一覧表		5		
III	入札書・委任状等		6	～	10
IV	契約書(案)		11	～	15
V	入札参加資格確認票		16		
VI	仕様書に関する質問書		17		
VII	誓約書		18		

# I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件借入に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び数量

複合機 7 台の賃貸借

(2) 借入する物品の規格等

仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

ただし、令和 9 年度以降において、この契約に係る予算が成立しなかった場合、または減額となった場合には、この契約の全部または一部を解約できるものとする。

(4) 納入場所

徳島市万代町 1-1

徳島県企業局経営企画課

徳島市新蔵町 1-86

徳島県企業局事業推進課（企業局新蔵庁舎 4 階）

徳島県企業局総合管理推進センター（企業局新蔵庁舎 1 階から 3 階）

那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1

徳島県企業局総合管理推進センター川口庁舎

## 2 入札参加者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和 56 年徳島県告示第 26 号)第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。

(3) (2) の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

(4) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5 に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 3 に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。

(7) 徳島県暴力団排除条例(平成 22 年徳島県条例第 40 号)第 6 条に規定する排除の対象になっていないこと。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所等について

徳島県ホームページよりダウンロードする。なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

## 4 問い合わせ等について

(1) 問い合わせ先

徳島市万代町1-1 徳島県庁8階  
徳島県企業局経営企画課 管財担当  
電話番号 088-621-3238  
ファクシミリ番号 088-621-2877  
電子メールアドレス keieikakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の**3日前**までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

## 5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年4月27日（月） 午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町1-1 徳島県庁8階  
徳島県企業局経営企画課 管財担当

ウ 提出方法

直接持参

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月30日（木） 午前10時

イ 場所

徳島市万代町1-1 徳島県庁6階  
企業局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参

(2) 入札方法等

ア「モノクロ（コピー・プリント・ファックス）、フルカラー（コピー・プリント）の出力片面1枚あたりの各単価」により行うものとする。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式（Ⅲ 入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札件名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字は全て「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

金額の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた

金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ)「入札件名」は、物品の名称及び数量を明確に記載すること。ただし、特に指定した場合は数量の記載は要しない。

(オ)入札参加者は、入札件名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ)「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。

(キ)入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(ク)5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができるものと認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

#### ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができるものとする。

再入札を行う場合において、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

#### (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア)鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ)金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ)「入札件名」で物品の名称及び数量(数量については、特に指定した場合を除く。)の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ)「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ)入札の年月日(日付)の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 郵便によりした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### (4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

## (5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

### (2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1-1 徳島県庁8階  
所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当

### (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類等一覧表」のとおりである。

**入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。**

## 9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

## II 提出書類等一覧表

### 1 応札仕様書等提出時

応札仕様書等は(1)～(6)の書類を1通(部)ずつまとめてクリップ等で留めて提出すること。  
応札仕様書には「入札参加者の住所、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名」を記入すること。

#### (1) 応札仕様書 1通

入札しようとする物品の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものであること。

#### (2) 入札しようとする物品等のカタログ等 1部

仕様書上で必要としている規格等を満たすことが確認できるものを添付すること。

#### (3) 価格一覧表 1部

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細)を作成すること(税込み)。また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

#### (4) 入札参加資格確認票 1部

入札説明書「2 入札参加者に必要な資格」(1)及び(5)の条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

#### (5) 保守体制等証明書 1部

徳島県に供給する複合機の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明する書面

#### (6) 誓約書 1部

徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていないことを確認するため、記名の上、提出すること。

(他の入札等に際して既に徳島県企業局に提出済みの場合は省略可)

### 2 入札時

#### (1) 入札書及び封筒 1通

#### (2) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

### 3 再入札時

#### (1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

# 入 札 書

	百	十	円	十銭	銭
入札金額 モノクロ (コピー・プリント・ ファックス)					
フルカラー (コピー・プリント)					

入 札 件 名      複合機7台の賃貸借

入 札 保 証 金      免除

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和    年    月    日

住      所

氏      名

徳島県企業局長 殿

**本人が入札を行う場合**

入 札 書

「¥マーク」を忘れないように  
 してください。  
 (無い場合は無効)

	百	十	円	十銭	銭
入札金額 モノクロ (コピー・プリント・ ファックス)			¥	○	○
フルカラー (コピー・プリント)		¥	○	○	○

入 札 件 名      複合機7台の賃貸借

入 札 保 証 金      免除

次の場合は無効  
 ・鉛筆書き  
 ・2度書き  
 ・極端にかすれているもの  
 ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)  
 ・アラビア数字でないもの      など

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程(昭和41年徳島県企業管理規程第5号)により入札します。

令和8年4月30日

県に登録済みの  
 住所・会社名を  
 記入してください。

住 所      徳島県徳島市万代町1-1  
 徳島県庁株式会社

氏 名      代表取締役      徳島 太郎

県に登録済みの  
 代表者役職・氏名を  
 記入してください。

徳島県企業局長 殿

**代理人が入札を行う場**

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。  
(無い場合は無効)

		百	十	円	十銭	銭
入札金額	モノクロ (コピー・プリント・ファックス)			¥	○	○
	フルカラー (コピー・プリント)		¥	○	○	○

入札件名 複合機7台の賃貸借

入札保証金 免除

次の場合は無効  
 ・鉛筆書き  
 ・2度書き  
 ・極端にかすれているもの  
 ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、「1」と「7」等)  
 ・アラビア数字でないもの など

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程 (昭和41年徳島県企業管理規程第5号) により入札します。

令和8年4月30日

県に登録済みの  
住所・会社名・代表者役職・氏名を  
記入してください。

住 所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入  
(無い場合は無効)

代 理 人 住所 ○○○○○○

氏名 阿波 次郎

代理人の住所・氏名は  
委任状と同じ内容で  
あること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、\_\_\_\_\_ を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『複合機7台の賃貸借』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1  
徳島県庁株式会社  
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○  
氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎 を代理人とし、  
徳島県企業局が令和8年4月30日に執行する『複合機 7 台の賃貸借』の入札に関する一切の権  
限を委任します。

## 複合機賃貸借契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と納入者〇〇〇(以下「乙」という。)とは、複合機(以下「複合機」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複合機を賃貸するとともに、複合機の適切な操作方法を指導し、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等(用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約物件)

第2条 契約に基づき賃貸される複合機の設置場所は別紙のとおりとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。ただし、令和9年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(設置場所及び物件の引渡し)

第4条 乙は、複合機を甲の指定する設置場所に納入し、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

(カウント数の算出)

第5条 乙は、毎月末において甲の指定する係員の確認を受けて、前条の設置場所においてカウント数(コピー、ファクシミリ及びプリンタの出力片面ごとの枚数をいう。以下同じ。)を算出し、料金を支払請求書により甲に対し請求する。

2 乙は、枚数を算出するに当たっては、乙の社員又は乙の指定する者が複合機の保守に当たって、複合機の点検と調整のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき事由により生じた枚数を使用実績上の枚数から控除するものとする。

(料金)

第6条 料金の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 1カウント当たりの単価は、別紙記載のとおりとする。

(2) 料金の算出は、単価にカウント数を乗じて得た額(当該金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額(当該金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を加算して行うものとする。

(3) 料金の算出は、複合機ごとに行うものとする。

(料金の支払)

第7条 甲は、乙から第5条による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に料金を支払わなければならない。

(複合機の保守)

第8条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検調整を行わなければならない。

2 複合機が故障した場合、甲の請求により、乙は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の供給)

第9条 消耗品等は乙の技術員の点検又は甲の請求に基づき複合機を正常な状態で使用できるよう乙が必要と認めた場合、乙はこれを供給する。

(複合機及び消耗品等の所有権)

第10条 複合機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲は、複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複合機の移動は、乙が実施する。

(保険)

第12条 乙は、複合機につき、原則、乙の費用で動産総合保険を付保する。ただし、動産総合保険で担保される損害に対応可能な場合は、対応にかかる費用を含めて単価を算出すること。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補われた損害に対しては、同項の規定にかかわらず乙は甲に賠償を請求しない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、保守の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(料金改定)

第15条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面で料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(契約の解約)

第16条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

2 前項によりこの契約が解約された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 正当な事由が無く甲の指示又は監督に従わないとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前項の規定により契約を解除した場合において、既納分があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程(昭和41年徳島県企業管理規定第5号)第33条第4項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に小切手発行通知を行った時点で生じるものとする。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月30日

甲 徳島県  
徳島県企業局長 勝間 基彦

乙 ○○○

## 取 扱 仕 様 書

(総則)

第1条 この仕様書は設置場所及び保守点検業務の取扱いを示すものである。

(設置場所)

第2条 設置場所は徳島県企業局とする。

(保守)

第3条 保守点検業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 保守対応時間は県の機関の開庁日の午前8時30分から午後6時までとする。  
※県の機関の閉庁日・・・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 保守員は複合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 複合機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備作業を行うこと。
- (4) 修理点検依頼があった場合は速やかに点検整備作業を行うこと。
- (5) 頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない複合機に対しては速やかに代替機を配置すること。
- (6) トナーカートリッジ等の消耗品は不足が生じないように補充をすること。
- (7) 使用済みトナーカートリッジを回収すること。
- (8) 配置先の複合機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

別紙

(料金)

モノクロ単価 (コピー・プリント・ファックス)	〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇円)
フルカラー単価 (コピー・プリント)	〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇円)

(機種・設置場所)

機種	設置場所	台数
〇〇社製 〇〇〇	徳島県庁 8 階 徳島県企業局経営企画課	1 台
〇〇社製 〇〇〇	同上	1 台
〇〇社製 〇〇〇	徳島県企業局 総合管理推進センター 4 階 事業推進課	1 台
〇〇社製 〇〇〇	徳島県企業局 総合管理推進センター 3 階 運転制御担当	1 台
〇〇社製 〇〇〇	徳島県企業局 総合管理推進センター 2 階 企画総務担当	1 台
〇〇社製 〇〇〇	徳島県企業局 総合管理推進センター 1 階 施設保全担当	1 台
〇〇社製 〇〇〇	徳島県企業局 総合管理推進センター 川口庁舎	1 台

# 入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

## 1 物品名 複合機7台の賃貸借

現時点において、上記物品の入札説明書「2 入札参加者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。

# 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物品名： 複合機7台の賃貸借

住所

氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内容	

# 誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

氏名

(代表者の氏名)

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札(指名競争入札)に参加するにあたり、次に該当しないことを誓います。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であること、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

○暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 1 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員が、暴力団員又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えられたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。